

## 第8章 環境影響評価方法書に対する意見の概要及び知事意見の概要と 都市計画決定権者の見解

### 第1節 環境影響評価方法書に対する意見の概要と都市計画決定権者の見解

本事業に係る環境影響評価方法書は、平成23年8月5日から9月5日までの期間、縦覧に付され、同年9月20日まで、環境の保全の見地からの意見を受け付けた。

提出された意見書は359通であり、意見書を整理して得られた意見の概要と、意見の概要に対する都市計画決定権者の見解は、表8.1-1及び表8.1-2に示すとおりである。

表8.1-1(1) 方法書に対する環境の保全の見地からの意見の概要と  
都市計画決定権者の見解

意見 NO.	意見の概要	都市計画決定権者の見解
1	車、洗濯物の汚れ、アルミサッシの錆がひどい、木立の枯れ、空気の汚れが目立つ	<p>現・今治クリーンセンターからの排ガスは、定期的な検査、常時監視等により、健康に影響のあるような有害物質や粉じんは排出していないことを確認しています。</p> <p>また、環境影響評価では、対象事業実施区域周辺地域で、大気汚染物質や粉じん等（降下ばいじん）の濃度の状況及び植物の生育状況について方法書に示したとおりの内容で、調査を実施しております。その結果、大気質や植物については、現・今治クリーンセンターに隣接する対象事業実施区域の周辺で、特段の異状は確認されておりません。</p> <p>以上の調査の結果は、「第5章 調査、予測及び評価 第1節 大気質」及び「同 第9節 植物」に記載しております。</p>
2	焼却施設周辺の実態把握（大気汚染、土壌汚染、廃棄物埋没）、原因調査が必要	<p>方法書においては、現地調査を実施しておりませんので、文献その他既存の資料から得られるデータを記載しました。</p> <p>準備書においては、方法書の第4章（109ページ以降）に記載している内容で、対象事業実施区域近辺での調査を実施し、予測、評価に反映しております。</p> <p>大気質の項目では、一般環境大気質として硫黄酸化物（二酸化硫黄）、窒素酸化物（一酸化窒素、二酸化窒素）、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類、塩化水素、粉じん等（降下ばいじん）について、対象事業実施区域周辺の5地点において、調査を行いました。また、窒素酸化物（一酸化窒素、二酸化窒素）、浮遊粒子状物質、粉じん等（降下ばいじん）については、廃棄物運搬車両の走行経路沿道2地点において調査を行いました。</p> <p>土壌については、焼却施設の稼働等による土壌への影響として、施設の稼働（排ガス）に起因するものが考えられることから、一般環境大気質の調査地点5地点において、調査を実施しました。</p>

表 8.1-1(2) 方法書に対する意見の概要と都市計画決定権者の見解

意見 NO.	意見の概要	都市計画決定権者の見解
2	(続き)	<p>対象事業実施区域においては、過去に埋め立てられた埋設廃棄物の存在が確認されたことから、方法書に対する知事意見を踏まえ、「埋設廃棄物の掘削・除去」を新たな影響要因とし、悪臭、地下水、土壌、廃棄物等の項目を選定しております。</p> <p>以上の調査結果については、「第5章 調査、予測及び評価 第1節 大気質」、「同 第4節 悪臭」、「同 第6節 地下水」、「同 第7節 土壌」及び「同 第12節 廃棄物等」に記載しております。</p>
3	<p>ダイオキシン対策等しっかりして、安全安心を確保し、市民の憩う場所としてほしい。</p>	<p>可燃ごみ処理施設の稼働に当たっては、法令等の基準値と同等以上の厳しい自主基準値を設定し、これを遵守することで、環境面での安全安心を確保することとしております。</p> <p>自主基準値については、「第2章 都市計画対象事業の名称、種類、目的及び内容」に記載しました。</p>
4	<p>焼却施設の方式も決まっていないのにアセス方法書について議論はおかしい。</p>	<p>方法書作成時点では、焼却方式は決定しておりませんが、本施設で処理するごみ量、ごみ質を基に、「愛媛県環境影響評価技術指針」、「同マニュアル」や、過去の同規模の焼却施設における環境影響評価書等を参考に、環境影響評価項目の選定、調査、予測及び評価の手法の選定を行っており、その内容には妥当性があると考えております。</p> <p>今回の準備書では、可燃ごみ処理施設の処理方式をストーカー方式とすることで確定しております。また、方法書の縦覧に際して提出いただいた意見及び方法書に対する知事意見を踏まえ、項目の選定、調査等の手法の選定を行っており、方法書時点から精度を上げて環境影響評価に取り組んでおります。</p>
5	<p>想定している汚染地図を示して欲しい。</p>	<p>大気質については、準備書の中で施設の稼働(排ガス)による付加濃度(煙突からの排ガスの着地濃度)のコンター図(等濃度線図)を、「第5章 調査、予測及び評価 第1節 大気質」に示しております。</p>
6	<p>鹿ノ子池、梨畑、市営住宅、民家に近すぎる。</p>	<p>本事業にあつては、鹿ノ子池を含む公共用水域に本施設の稼働に伴う排水を放流することはありません。したがって、周辺の水環境に著しい影響を及ぼすことはないと考えます。</p> <p>また、施設の稼働に伴う大気質、騒音、振動、悪臭による周辺の生活環境への影響については、「第5章 調査、予測及び評価 第1節 大気質」、「同 第2節 騒音」、「同 第3節 振動」、「同 第4節 悪臭」に記載しており、著しい影響を及ぼすことはないと考えております。</p>

表 8.1-1(3) 方法書に対する意見の概要と都市計画決定権者の見解

意見 NO.	意見の概要	都市計画決定権者の見解
7	ごみ運搬車の走行による公害が心配、廃棄物運搬車両の増加は1割程度に抑えるべき。	<p>本事業における処理対象ごみ量は、施設稼働開始時点で最も多いと考えられる平成30年度のごみ排出量としています。平成30年度には、排出抑制の施策の実施に伴い、平成22年度実績に比べ約1割減となる見込みであり、廃棄物運搬車両が現状よりも大幅に増えることはありません。</p> <p>廃棄物運搬車両の走行に伴う大気質、騒音、振動の影響の程度については、「第5章 調査、予測及び評価 第1節 大気質」、「同 第2節 騒音」、「同 第3節 振動」に記載しており、現状に比べ、著しい影響を及ぼすことはないと考えております。</p>
8	調査地点が適切でなく少ない。	<p>調査地点については、対象事業（新ごみ処理施設の整備）の実施に伴って、環境に影響を及ぼすおそれのある地域（対象事業実施区域周辺）の環境を把握することを目的として、本施設の事業特性を踏まえ、風向・風速、周辺の土地利用等を勘案して地点を選定しております。</p>
9	方法書の測定結果は本当にきちんとした測定がされているのでしょうか。	<p>方法書においては、現地調査を実施しておりませんので、文献その他既存の資料から得られるデータを記載しました。</p> <p>方法書においては、環境影響評価において実施する現地調査及び予測、評価の実施方法等を記載したところであります。</p> <p>本環境影響評価準備書においては、方法書に記載した調査等の手法、並びに方法書の縦覧に際して提出いただいた意見及び方法書に対する知事意見を踏まえ、項目の選定、調査等の手法の選定を行い、現地調査等を実施しております。その結果は、「第5章 調査、予測及び評価」に示しております。</p>
10	最多風向からみて、風下の住民感情では新設置選定場所は受け入れられない。	<p>方法書23ページの測定地点は、愛媛県等が観測している地点であり、その結果について示しています。</p> <p>対象事業実施区域周辺での大気質などの調査が不足していることから、方法書129ページに示した地点において、調査を実施しました。調査地点の設定にあたっては、風向・風速を考慮しております。</p> <p>また、本施設の稼働による影響については、対象事業実施区域付近において、1年間の気象観測を行って大気質に及ぼす影響について予測を行っており、環境面への影響はないと評価しております。その結果は、「第5章 調査、予測及び評価 第1節 大気質」に記載しております。</p>

表 8.1-1(4) 方法書に対する意見の概要と都市計画決定権者の見解

意見 NO.	意見の概要	都市計画決定権者の見解
11	<p>正確な環境影響調査を行って報告して欲しい（朝倉・清水・高橋の方も）。</p>	<p>本環境影響評価は、方法書に記載した調査等の手法について、方法書の縦覧に際して提出いただいた意見及び方法書に対する知事意見を踏まえ、項目の選定、調査等の手法の選定を行い、調査、予測及び評価を実施しております。</p> <p>本事業の実施に伴う環境への影響については、各環境項目ごとに影響が及ぶ範囲を検討し、適切な調査・予測地点を選定しております。また、予測にあたっては、現在の環境影響評価で用いられている実績のある手法を基本に、より精度の高い予測を実施するよう取り組んでおります。</p> <p>以上の結果は、「第5章 調査、予測及び評価」に記載しております。</p>
12	<p>水質調査を環境影響項目に加えるべき。</p>	<p>水質については、工事の実施に伴い、濁水が周辺の河川に流下するおそれがあること、埋設廃棄物の掘削・除去に伴って、地下水が廃棄物と接触して生じた汚水が流出するおそれがあることから、環境影響評価項目として選定しております。</p> <p>なお、施設の稼働に伴う排水については、周辺の公共用水域には排出しないこととしており、調査、予測及び評価の対象とはしておりません。</p>
13	<p>正確な環境影響調査の方法を知りたい。</p>	<p>環境影響調査の方法につきましては、準備書第5章の各節において、詳細な調査方法を記載しております。</p>
14	<p>有害物質（重金属、ダイオキシン類等）の長期暴露を避けて欲しい</p>	<p>現・今治クリーンセンターからの排ガスは、定期的な検査、常時監視等により、健康に影響のあるような有害物質は排出していないことを確認しています。</p> <p>また、新施設については、法令等よりも厳しい自主基準値を設定して、その基準値以下の濃度になるよう排出ガス処理設備により処理した後に排出します。</p>
15	<p>悪臭、異臭を感じる</p>	<p>環境影響評価における現地調査において、現況の把握に努めてました。</p> <p>また、本施設においては、施設からの悪臭の漏洩を防止するため、臭気対策を講じております。</p>

表 8.1-1(5) 方法書に対するその他の意見の概要と都市計画決定権者の見解

意見 NO.	意見の概要	都市計画決定権者の見解
16	<p>廃プラスチックごみは可燃ごみに加えず、資源ごみ（リサイクル）にして欲しい</p>	<p>現在、廃プラスチック類については、軟質プラスチック若しくは不燃ごみとして収集し、外部委託により焼却若しくは埋立処分を行っています。</p> <p>平成 24 年 3 月に改訂した「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」においては、容器包装リサイクル法のもとのプラスチック製容器包装の資源化の推進を進めることとしております。</p> <p>本施設の稼働に際し、現行の軟質プラスチックごみから、プラスチック製容器包装に分別を変更し、新たに整備するリサイクルセンターにおいて選別等の処理を行い資源化の推進を図ることとしております。また、プラスチック製容器包装及び資源ごみの対象とならないプラスチック類は、燃やせるごみとして収集し、また、新リサイクルセンターで選別処理後に資源不適合物として排出されるプラスチック類は、リサイクルセンターからの可燃残渣として、燃やせるごみとともに、可燃ごみ処理施設で焼却し、発電等の熱回収を行い、マテリアル、サーマルの両面でリサイクルを進めてまいります。</p>
17	<p>排熱利用として温水プール等を考えて欲しい</p>	<p>現クリーンセンターにおいては、隣接する老人ふれあいの家に蒸気の供給を行っています。</p> <p>本施設の整備にあたっては、ごみの持つエネルギーを可能な限り有効利用していくこととしています。このような中、余熱利用については、高効率発電を基本とし、隣接する温浴施設への熱供給も合わせて行うほか、地域の要望等を考慮しながら、検討してまいります。</p>

表 8.1-2(1) 方法書に対するその他の意見の概要と都市計画決定権者の見解

意見 NO.	意見の概要	都市計画決定権者の見解
1	健康に係る意見について	<p>本事業の実施に際しては、環境保全を最優先とする基本的な考え方にに基づき、市民の皆様安心していただける施設を整備していきます。</p> <p>関係法令等に基づく基準値を満足することはもちろんのこと、排ガス基準値については、法令基準値より厳しい自主基準値を設定します。また、規制対象外である騒音、振動及び悪臭についても、自主基準値を設定し、市民の皆様の健康や生活環境の保全に努めていきます。</p>
2	計画に係る意見について	<p>本市は、平成 17 年の今治市及び越智郡 11 ヲ町村の合併に伴い、行政区域内にごみ処理施設を 4 施設所有することとなっており、平成 25 年 5 月現在、関前区域を除く行政区域内から排出される一般廃棄物（ごみ）を、市内 4 カ所のごみ処理施設（クリーンセンター）において、破碎、選別、焼却処理し、残渣を埋立処分、処理委託しています。しかしながら、昭和 63 年稼働の今治クリーンセンターをはじめ、ほとんどの施設で老朽化が進行しており、また、島嶼部の小規模の可燃ごみ処理施設は、環境負荷の面、経済的な面において効率的な運営が難しくなっています。そのため、施設の更新の必要性、環境負荷の低減、リサイクルの推進、熱エネルギーの効率的回収及び財政的負担の低減等を総合的に考慮した結果、現在の 4 つのごみ処理施設を集約し、最新の技術を備えた新しいごみ処理施設を整備することが必要となったものです。</p> <p>事業予定地につきましては、今治市ごみ処理施設建設候補地等検討審議会で選定されましたごみ処理施設の建設に係る要件をそなえている候補地の中から、環境条件、経済条件等総合的に評価をして、候補地を比較検討した結果、対象事業実施区域が新しいごみ処理施設にもっともふさわしいと判断したものです。</p> <p>施設の規模については、人口が将来に向かい減少していくと推測されること、今後も積極的な排出抑制の施策を展開することから、ごみの排出量が減少することが予測されることを受け、本施設の計画目標年次である平成 30 年度において、平成 22 年度実績の 63,000 t/年に対して、約 1 割の減量となる約 57,000 t/年のごみを処理できる能力を有するものとして計画したものです。また、本施設稼働に合わせて容器包装プラスチックについて積極的な再資源化を図ることとし、環境影響評価方法書公告時点（平成 23 年 8 月）の施設規模から、可燃ごみ処理施設は 8t/日減の 174t/日の処理能力とし、再資源化を担うリサイクルセンターは、10t/日（5 時間稼働）増の処理能力 41t/日としました。</p>

表 8.1-2(2) 方法書に対するその他の意見の概要と都市計画決定権者の見解

意見 NO.	意見の概要	都市計画決定権者の見解
3	ごみ減量対策に係る意見について	<p>本市が平成 24 年 3 月に改訂した「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」においては、平成 27 年度のごみの排出総量を平成 22 年度比 7%減少させること、平成 27 年度のリサイクル率を 25%程度とすること、平成 27 年度の最終処分率を 16%程度とすることを数値目標として掲げております</p> <p>本市では、すでにごみの有料化、ごみの 7 分別収集の実施等の排出抑制の施策を講じているところですが、今後は、容器包装プラスチックを分別品目に加え、資源化の推進を図るとともに、各種排出抑制策、リサイクル処理を推進し、さらなるごみ減量対策を展開してまいります。</p>
4	その他意見について	<p>本事業については、平成 24 年 7 月に策定した「新ごみ処理施設整備機基本計画」に基づき、平成 30 年度の供用開始に向け、事業を着実に進めてまいります。</p> <p>都市計画手続き、環境影響評価、DBO方式による事業者の選定等については、本市のホームページや広報等の手段を通じ、市民の皆様への説明に努めてまいります。</p>

## 第2節 方法書に対する知事意見と都市計画決定権者の見解

愛媛県知事から送付を受けた環境影響評価方法書に対する知事意見と、それに対する都市計画決定権者の見解は、表 8.2-1 及び表 8.2-2 に示すとおりである。

表 8.2-1(1) 知事意見と都市計画決定権者の見解

項目	知事意見	都市計画決定権者の見解
事業計画	<p>施設の内容、焼却方式及び環境負荷の諸元など具体的な施設計画が明らかにされていないことから、準備書では当該計画の決定に至るまでの経緯を含めこれらを明確にするとともに、計画の内容等に応じ、方法書で選定している評価項目、調査及び予測の手法について見直しを行うこと。</p>	<p>今治市では、「新ごみ処理施設整備基本計画」を平成 24 年 7 月に策定し、新ごみ処理施設の具体的な施設計画を明らかにしました。</p> <p>本準備書においては、「新ごみ処理施設整備基本計画」の内容を踏まえ、方法書段階では確定していなかった施設の内容、焼却方式、環境負荷の諸元等を「第 2 章 都市計画対象事業の名称、種類、目的及び内容」に記載しました。</p> <p>また、対象事業実施区域において過去に埋め立てられたと見られる廃棄物の存在が確認されたことを踏まえ、方法書で選定している評価項目、調査及び予測の手法について見直しを行いました。その結果、本事業の影響要因として「埋設廃棄物の掘削・除去」を抽出し、当該影響要因に関わる環境影響評価項目として、地下水、土壌、廃棄物等を選定しました。</p>



表 8.2-1(2) 知事意見と都市計画決定権者の見解

項目	知事意見	都市計画決定権者の見解
事業計画	<p>施設稼働予定年度の処理対象量に基づき新ごみ処理施設の規模が算定されているが、処理対象量の算定根拠とされた将来人口及び排出原単位等の経年推計値が不明であるため、準備書ではこれを明らかにし、必要に応じ施設規模の縮減を図ること。</p>	<p>今治市では、ごみ処理基本計画の見直しを行い、平成 24 年 3 月に新たに「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定しました。「新ごみ処理施設整備基本計画」においては、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を踏まえ、処理対象量を推計し直しました。</p> <p>人口が将来に向かい減少していくと推測されること、今後も積極的な排出抑制の施策を展開することから、ごみの排出量が減少することが予測されることを受け、本施設の計画目標年次である平成 30 年度において、平成 22 年度実績の 63,000 t/年に対して、約 1 割の減量となる約 57,000 t/年のごみを処理できる能力を有するものとして計画したものです。また、本施設稼働に合わせてプラスチック製容器包装について積極的な再資源化を図ることとし、環境影響評価方法書公告時点（平成 23 年 8 月）の施設規模から、可燃ごみ処理施設は 8t/日減の 174t/日の処理能力とし、再資源化を担うリサイクルセンターは、10t/日（5 時間稼働）増の処理能力 41t/日としました。</p> <p>本準備書においては、処理対象量の算定根拠とされた将来人口及び排出原単位等の経年推計値を「第 2 章 都市計画対象事業の名称、種類、目的及び内容」に記載しました。</p>
	<p>事業実施区域が「老人ふれあいの家」や人家に隣接する計画となっているが、大量の降雨等の激甚災害を念頭に入れ、災害時でも土砂崩れ等が起きないように細心の注意を払い、造成を実施すること。</p>	<p>対象事業実施区域の造成に当たっては、大量の降雨等の激甚災害を念頭に入れ、災害時でも土砂崩れ等が起きないように、造成計画を立案するとともに、十分な容量を有する洪水調整池の設置を計画しました。その詳細については、「第 2 章 都市計画対象事業の名称、種類、目的及び内容」に記載しました。</p>

表 8.2-1(3) 知事意見と都市計画決定権者の見解

項目	知事意見	都市計画決定権者の見解
騒音・振動	<p>施設供用後は、広域処理化に伴い廃棄物の効率的な輸送を行うこととされているが、準備書において、その具体的な方策を明らかにしたうえで、必要に応じて廃棄物収集運搬車両走行による騒音、振動等の調査地点を追加する等の見直しを行うこと。</p>	<p>今治市では、本施設の供用に伴い、大島クリーンセンター、大三島クリーンセンター、伯方クリーンセンターの稼働を停止し、本施設に集約することとしております。島嶼部から発生する収集ごみについては、直接、本施設に搬入する、もしくは中継基地を設け、中継車両で搬入することとしており、詳細は現在、検討中です。</p> <p>島嶼部からの廃棄物運搬車両は、国道 196 号を経由する計画です。国道 196 号においては、すでに道路交通騒音・振動の調査地点を設定していることから、新たに調査地点を追加する必要はないと判断しました。</p>
	<p>新施設の建設予定地は既存施設に隣接しており、既存施設の撤去工事による騒音、振動等の環境影響について、新施設の工事中又は稼働等による騒音、振動等の複合影響が想定されるため、これらの環境影響も適切に予測評価すること。</p>	<p>既存施設の撤去工事は、本施設の供用開始後に行うこととしております。新施設の稼働による影響に加え、既存施設の撤去工事による建設機械の稼働騒音の影響が見込まれることから、この影響について予測評価しました。</p> <p>その結果は、資料編に記載しました。</p>
地下水	<p>土地改変により地下水の流れに影響を及ぼす可能性があるため、地下水についても予測評価すること。</p>	<p>本施設においては、ごみピット等の設備を地下に設置することから、土地改変により地下水の流れに影響を及ぼす可能性があるため、地下水について、予測評価しました。</p> <p>その結果は、「第 5 章 調査、予測及び評価 第 6 節 地下水」に記載しました。</p>
動物・生態系	<p>オオタカ等の猛禽類については、一般的な鳥類の調査方法では適切に把握できないため、一般鳥類とは別に項目立てし、専門家に委託して調査を実施すること。</p>	<p>オオタカ等の猛禽類については、「猛禽類保護の進め方」（平成 8 年 8 月、環境庁自然保護局野生生物課）に基づき、猛禽類の調査経験豊富な専門技術者により、平成 24 年 2 月から 6 月まで繁殖前期調査を実施しました。</p> <p>その結果、対象事業実施区域周辺での繁殖の可能性が確認されませんでした。詳細は「第 5 章 調査、予測及び評価 第 8 節 動物」に記載しました。</p>

表 8.2-1(4) 知事意見と都市計画決定権者の見解

項目	知事意見	都市計画決定権者の見解
動物・生態系	<p>計画地周辺でノスリが確認されており、オオタカの生息可能性があることから、猛禽類調査については、細心の注意を払って実施し、生息が確認された場合には、生物多様性基本法の基本原則に沿って対応すること。</p>	<p>対象事業実施区域周辺での猛禽類の生息状況調査により、ミサゴ、オオタカ、ハイタカ等7種の生息を確認しました。その結果を踏まえ、適切に予測評価を行いました。</p> <p>予測評価の結果は、「第5章 調査、予測及び評価 第8節 動物」に記載しました。</p>
文化財	<p>事業実施区域の周辺には、周知の埋蔵文化財包蔵地が多数存在するため、施工前に当該区域の踏査及び試掘調査を実施し、施工中に埋蔵文化財が発掘された場合の措置について、調査結果とともに、準備書において明らかにすること。</p>	<p>既存資料調査及び今治市教育委員会による踏査を実施し、対象事業実施区域内の実施可能な範囲において試掘を行った結果、対象事業実施区域においては、埋蔵文化財の包蔵は確認されておりません。</p> <p>なお、施工前に、対象事業実施区域内で試掘できなかった範囲において試掘調査を実施するとともに、施工中に埋蔵文化財が発掘された場合には、工事を一時中断するなどして、埋蔵文化財の発掘、記録保存等を行うこととしました。</p> <p>その詳細は、「第2章 都市計画対象事業の名称、種類、目的及び内容」に記載しました。</p>
廃棄物等	<p>埋設廃棄物により新施設の設置等において廃棄物等が掘り起こされることが想定されることから、準備書では工事に伴い排出される埋設廃棄物の量や処理方法等について明らかにすること。</p> <p>周辺住民の生活環境に支障が生じないように、埋設廃棄物による地下水への影響を確認することが肝要であり、特に工事中は地下水への影響が想定されることから、少なくとも工事中においては、埋設廃棄物の存在による地下水を項目して選定し、地下水調査の結果、異常が認められた場合の措置について準備書で明らかにすること。</p>	<p>対象事業実施区域において過去に埋め立てられたと見られる廃棄物の存在が確認されたことを踏まえ、その範囲・量を把握するとともに、対策工事の方法について検討しました。</p> <p>また、埋設廃棄物の掘削・除去を影響要因として設定し、掘削・除去によって影響が及ぶおそれがある環境項目として、悪臭、水質、地下水、土壌、廃棄物等を選定し、調査、予測及び評価を実施しております。特に地下水については、別途実施中の埋設廃棄物調査の結果を踏まえ、対策等工事の詳細を記述するとともに、対策等工事完了後のモニタリングについて記載しております。</p> <p>その詳細並びに埋設廃棄物の存在及び対策工事の実施に伴う環境影響の検討結果については、「第2章 都市計画対象事業の名称、種類、目的及び内容」、「第5章 調査、予測及び評価 第4節 悪臭」、「同 第5節 水質」、「同 第6節 地下水」、「同 第7節 土壌」及び「同 第12節 廃棄物等」に記載しました。</p>

表 8.2-1(5) 知事意見と都市計画決定権者の見解

項目	知事意見	都市計画決定権者の見解
景観	<p>周辺に人家が密集していることから、景観について近景を調査地点として選定するとともに、しまなみ海道から来県する点も考慮し、調査地点を選定すること。</p>	<p>眺望景観については、近景として対象事業実施区域に隣接する鹿ノ子池公園グランド、町谷公園、町谷地区・新谷地区境界付近を主要な眺望点として選定しました。また、しまなみ海道から来県する点も考慮し、対象事業実施区域を遠景として望める亀老山展望公園、来島海峡大橋、近見山を主要な眺望点として選定しました。</p>
温室効果ガス	<p>施設稼働に伴う温室効果ガスは予測評価の対象とされているが、工事車両の走行及び建設機械の稼働、並びに供用時における廃棄物収集運搬車両の走行等に伴い発生する温室効果ガスについても予測評価を行うこと。</p>	<p>温室効果ガスについては、施設稼働以外の影響要因として、工事車両の走行及び建設機械の稼働、並びに供用時における廃棄物収集運搬車両の走行等についても考慮し、予測評価を行いました。</p> <p>その詳細は、「第5章 調査、予測及び評価 第14節 温室効果ガス等」に記載しました。</p>

表 8.2-2(1) 知事からの付帯意見と都市計画決定権者の見解

知事からの付帯意見	都市計画決定権者の見解
<p>周辺住民の生活に及ぼす影響の評価が重要であるため、施設設置により地域の住民を中心とした住環境が良くなるとともに、住民から歓迎される施設となるよう、新しいアイデアを出し、21世紀のごみ処理施設のモデル(今治モデル)となるよう検討すること。</p>	<p>本事業に係る環境影響評価方法書の知事意見(付帯意見)を受け、平成24年12月に、今治市ごみ処理施設整備検討審議会より受けた答申を踏まえ、「安全・安心で人と地域と世代をつなぐいまばりクリーンセンター」を基本コンセプトに、「廃棄物を安全かつ安定的に処理する施設」、「地域を守り市民に親しまれる施設」、「環境啓発、体験型学習及び情報発信ができる施設」を3つの柱とする21世紀のごみ処理施設のモデル(今治モデル)を構築を目指すこととしております。</p> <p>今治モデルについては、「第2章 都市計画対象事業の名称、種類、目的及び内容」に概要を記載するとともに、資料編に同審議会答申を掲載しました。</p>

表 8. 2-2(2) 知事からの付帯意見と都市計画決定権者の見解

知事からの付帯意見	都市計画決定権者の見解
<p>環境影響評価法の一部を改正する法律（23.4 公布）において、早期段階からの住民理解促進のため、方法書段階における説明会が義務化されたことを踏まえ、本件は条例対象事業であるが、住民の関心度が極めて高いこと等から、周辺住民へ事業計画の周知に努めること。</p>	<p>本事業の環境影響評価に当たっては、本市のホームページに現況調査結果の概要を掲載してまいりました。また、事業計画についても、「新ごみ処理施設整備機基本計画」の策定や、今治市ごみ処理施設整備検討審議会の答申等の節目で、ホームページ等を通じてお知らせしてきたところで、また、平成 25 年 2 月には、それまでの調査や検討の経緯をまとめ、広報の折込として配布し、周知に努めております。</p> <p>また、今後も事業計画の周知に努めてまいります。</p>